

鶴見大学歯学部における動物実験の実施に関する規程

平成 24 年 9 月 1 日

制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年 6 月法律第 68 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月文部科学省告示）」（以下「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月日本学術会議）を踏まえて、鶴見大学歯学部（以下「歯学部」という。）における動物実験に関し遵守すべき事項を定め、科学的観点、動物福祉、環境保全、並びに動物実験に携わる者の安全確保等の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、歯学部において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類を用いたすべての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努めること。
- 3 動物実験を別機関にて共同で行う場合等は、当該機関における機関内規定により、適正に動物実験等が実施されることを確認すること。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作(実験操作のため実験動物を 48 時間以内において一時的に保管する場合を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、前号に定める施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類に属する動物をいう。
- (5) 「動物実験計画」とは、動物実験を行うために事前に立案する計画をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験の実施に関する業務を統括す

る者をいう。

(8)「施設等管理者」とは、学長の下で、実験動物及び施設等を管理する者(動物実験委員会委員長)をいう。

(9)「実験動物管理者」とは、飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。

(10)「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(11)「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定したガイドラインをいう。

第2章 総括管理

(学長の責務)

第4条 学長は、歯学部における動物実験等の実施に関して最終的な責任を負い、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)法、飼養保管基準、基本指針、その他の動物実験等に関する法令等の規定を踏まえ、歯学部における動物実験の実施に関する規程(以下「本規程」という。)を制定すること。

(2)動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施のための諮問組織として、学内に動物実験委員会を設置すること。

(3)動物実験委員会の答申を受け、適正な動物実験計画について承認する。また、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

(4)その他歯学部の動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講ずること。

(歯学部長の責務)

第5条 歯学部長は、歯学部における動物実験の適正な実施に関し総括する。

第3章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第6条 歯学部に、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議するため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1)動物実験計画並びに当該動物実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。

(2)施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。

(3)動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。

(4)動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。

(5)その他動物実験の適正な実施のために必要な措置を講ずること。

2 委員会は、審議結果を学長に報告するものとする。この場合において、動物実験計画等が適正に実

施されていないと認めるときは、動物実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 歯学部一般教育主任

(2) 歯学部基礎系教員 4名

(3) 歯学部臨床系教員 4名

(4) その他学長が必要と認めた者 若干名

4 前項の委員の中から委員長1名を定める。委員長及び委員は歯学部教授会の推薦に基づき学長が任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画することはできない。

8 委員会に関する事務は教育研究支援センター事務部教育研究支援課で行う。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第4章 動物実験の実施

(動物実験計画)

第7条 動物実験責任者は、動物実験の実施に当たって、次の各号に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画書(別紙様式1)を作成し、学長の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合は、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(別紙様式2)を作成し、同様に学長の承認を得なければならない。

(1) 代替法の利用 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(2) 実験動物の選択 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

① 動物実験の目的に適した実験動物の種の選定

② 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

③ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

(3) 苦痛の軽減 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。
- 4 学長は、委員会から実験の中止その他必要な措置についての具申を受けたときは、動物実験責任者にその実験の中止等を命ずることができる。
- 5 動物実験責任者は、動物実験の実施を別機関に委託する場合は、当該委託先における機関内規定により適正に動物実験が実施されることを確認しなければならない。

(実験操作)

第8条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された施設等において適切に維持管理された状態で動物実験を行うこと。

- ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ② 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
- ③ 適切な術後管理
- ④ 適切な安楽死の選択

(2) 安全管理に注意を払うべき動物実験等(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び歯学部における関連する規程等に従うこと。

(3) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(4) 実験実施に先立ち必要な実験手技の習得に努めること。

(5) 侵襲性の高い存命手術の実施にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書(別紙様式3)により成果等について学長に報告しなければならない。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第9条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、設置しようとする講座等の責任者が所定の飼養保管施設設置承認申請書(別紙様式4)を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験を行うことができない。

- 3 学長は、申請された飼養保管施設について委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

(飼養保管施設の要件)

第10条 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実験動物管理者が置かれていること。

- (2)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (3)実験動物の種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (4)床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5)実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (6)臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(実験室の設置)

第 11 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合、設置しようとする講座等の責任者が所定の実験室設置承認申請書（別紙様式 5）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室について委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第 12 条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1)実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2)排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3)常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理等)

第 13 条 施設等管理者は、承認された施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物を適正に管理しなければならない。

第 6 章 実験動物の健康及び安全の保持

(実験動物の飼養及び保管)

第 14 条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

- (1)実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2)実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- (3)施設への実験動物の導入に当たっては、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねるこ

とのないようになるとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

(4) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(5) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(記録の保存及び報告)

第 15 条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 施設等管理者は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、飼養保管数等報告書(別紙様式6)により年度ごとに学長に報告するものとする。

(危害防止)

第 16 条 歯学部長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 歯学部長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 歯学部長は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。

4 歯学部長は、有毒な実験動物を飼養し、又は保管する場合は、人への危害の発生の防止のために必要な事項を定めておかなければならない。

5 歯学部長は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験の実施に無関係の者を実験動物に接触させないためにとるべき措置を講じておかなければならない。

(緊急時の対応)

第 17 条 歯学部長は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 歯学部長は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(譲渡及び輸送の方法)

第 18 条 実験動物管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たさなければならない。

2 実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

(1) なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

- (2) 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。
- (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- (4) 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

第7章 その他

(教育訓練)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令、指針等及び歯学部の規程等に関する事項
 - (2) 動物実験及び実験動物の取扱いに関する事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
 - (4) 安全確保に関する事項
 - (5) 施設等の利用に関する事項
 - (6) その他動物実験の適正な実施のために必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 3 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。
- (自己点検・評価)

第20条 学長は、動物愛護に配慮した科学的な動物実験の推進を図るため、指針等並びに規程等への適合性に関し、定期的に自己点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努めなければならない。

(情報公開)

第21条 学長は、本学における動物実験に関する自己点検・評価等に関する情報を毎年1回公開するものとする。

(改廃手続き)

第22条 この規程の改廃は、委員会及び鶴見大学歯学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、鶴見大学歯学部動物実験委員会規程(平成元年2月1日施行)及び鶴見大学歯学部動物実験指針(平成元年2月1日施行)は廃止する。